

幸 監 発 第 1 4 号
令和 5 年 7 月 3 1 日

幸 手 市 長 木村 純夫 様
幸手市議会議長 枝久保 喜八郎 様

幸手市監査委員 内 田 潔

例月出納検査結果報告について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により行なった令和 5 年 6 月分の例月出納検査の結果について、同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 検査対象

- (1) 水道事業会計
- (2) 下水道事業会計
- (3) 一般会計及び特別会計
- (4) 基金

以上の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

2 検査期日 令和 5 年 7 月 2 6 日（水）

3 検査手続

検査の対象となった現金出納事務について計数は正確か、現金、預金、借入金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続きに基づき実施した。

4 検査結果

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、計数上の誤りは認められなかった。

5 指摘事項

令和 5 年 5 月 1 6 日に概算払された旅費について、令和 5 年 5 月 1 7 日～1 9 日に旅行日程を終えたが、令和 5 年 7 月 2 6 日現在においても精算がされていなかった。事務の終了後 5 日以内に概算払精算書を作成し、会計管理者に送付しなければならないと規定する幸手市会計規則第 4 8 条第 1 項を遵守すること。